

下関市新総合体育館整備事業
入札説明書等に関する質問への回答

令和2年10月

下関市

下関市新総合体育館整備事業

入札説明書に関する質問への回答

令和2年10月30日

No	頁	第1	1	(1)	1)	①	a	項目等	質問内容	回答
1	5	第2	9					事業スケジュール	引渡予定日は令和6年7月1日と考えて宜しいでしょうか。また所有権移転日も同日という理解で宜しいでしょうか。	令和6年6月末日を予定しています。所有権移転も同日です。
2	5	第2	9					事業スケジュール(予定)	解体・撤去期間が、令和6年9月1日～令和6年11月末日の3カ月間とされていますが、既存体育館本体の解体をこの期間で行うのは困難と考えます。令和6年9月1日に解体工事に着手するものとして、適正な施工期間を考慮して提案してよろしいでしょうか。また、駐車場としての整備は既存体育館の解体撤去後となりますので、駐車場整備についても適正な施工期間を考慮して提案してよろしいでしょうか。	既存体育館及び相撲場の解体・撤去の着手日は本施設引渡し日から開設準備期間を経て、令和6年9月1日の着手を想定しています。よって、本施設の引渡し日によっては、解体・撤去の着手日が異なることとなります。ただし、庭球場及び駐車場の完了期間は施工に必要な工期を確保するため、令和7年3月末までとし、入札説明書等を修正します。
3	5	第2	9					事業スケジュール(予定)	「※庭球場については、・・・第1駐車場の供用開始後に整備してよい」とされていますので、令和6年11月末日までに庭球場の整備が完了しないものとして、提案してよろしいでしょうか。	入札説明書に関する質問への回答No.2をご参照ください。
4	5	第2	9					事業スケジュール	開業準備期間は「施設引渡し日～」となっていますが、建設期間を事業者にて提案できるという理解でよろしいでしょうか。	令和6年6月末日までであれば提案が可能です。
5	6	第2	11	(1)		②		維持管理・運営業務の対価	本施設及び駐車場利用者から得る収入によって回収できない維持管理及び運営業務費相当額とありますが、自主事業に係る収入は含まれないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。自主事業は、本施設及び駐車場の維持管理及び運営業務に支障のない場合に、事業者の責任と費用(独立採算)において実施するものです。
6	7	第2	14					減免措置	「なお、本市では、障害者等に対する減免措置など、同規則の改正を検討している」について、同規則の改正の内容及び時期の見通しは立っていますでしょうか。また、同規則が改正された場合、本事業には改正後の規則が適用されますでしょうか。	前段:内容は現在検討中ですが、改正規則の施行日は本施設の運営開始日とする予定です。 後段:適用されます。
7	7	第2	14					減免処置	体育施設利用者や障害者等にとっての過度な負担とはどの程度を目安とすればよろしいでしょうか。	駐車場に係る利用料金が発生していない現状を鑑み、本施設を含め下関運動公園内体育施設利用者が著しく減少するようなことがない水準とお考えください。なお、減免措置については、利用料金を決定する過程で事業者と協議し、決定します。
8	9	第3	2					業務実施企業の参加資格要件	参加企業は、下関市物品・役務競争入札参加有資格者名簿に登録されている事と記載されていますが、申請業種について業種番号600業種(大分類)庁舎等管理業務に登録があればよろしいでしょうか	お見込みのとおりです。

9	10	第3	2			① b	資格者名簿	入札参加資格者名簿で登録を行った支店(又は営業所)以外の名義による参加は可能でしょうか。(例えば、広島支店で御市の入札参加資格者名簿を登録しており、必要書類等に記載する会社名が福岡支店名義だとしても参加は可能でしょうか)	不可とします。
10	11	第3	3				協力企業	協力企業は入札参加者に含まれると思われませんが、ここで入札参加者と協力企業を分けている理由は何でしょうか。	「3 入札参加者の制限」に修正します。
11	13	第3	7				入札参加者	構成企業及び協力企業の変更について参加表明後より事業終了まで可能との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりですが、資格・能力等の面で支障がないと本市が判断した場合に限り追加及び変更は可能です。
12	15	第5	2	(7)		③	参加資格	第2回個別対話の参加人数の上限を緩和頂けないでしょうか。第2回では、質問内容が多岐に渡る可能性もあり、3名ないし5名に絞るのが難しくなる可能性があります。	緩和いたします。なお、第2回個別対話の開催場所を下関体育館(既存体育館)からセービング陸上競技場(下関市営下関陸上競技場)に変更します。
13	16	第5	2	(9)		①・⑤	入札書類審査に関する書類の受付期間、場所及び方法	①受付期間において受付期間の終期が「令和3年2月5日(金)」とされ、⑤で入札辞退届の提出期限が「令和3年1月29日(金)」までとされています。入札辞退届を提出せず、入札書類審査に係る提出書類を提出しない場合にはペナルティーがありますか。	ペナルティーはありませんが、辞退届の提出を厳守してください。
14	17	第5	2	(10)		⑥		仮に応札事業者が1グループであった場合でも、入開札は成立するのかが教授願います。	入札要件等を満たす場合は成立します。
15	17	第5	2	(10)		⑦		再度入札(2回目)は行わないとのことですが、その後の当該事業再施行の予定についてご教授願います。	現時点では未定です。
16	17	第5	2	(11)				3月中旬に提案書の内容に関するヒアリング等の実施が予定されていますが、これについては開札の前になるのか後になるのかご教授願います。	開札の前にヒアリングを実施することを想定しています。
17	24	第7	4			②	資金計画・事業収支計画に関する条件	次の計算式によって算出される金額を、原則、一時支払金の上限額として想定することとありますが、上限額までを一時支払金として提案するか否かは提案者の提案に任されているという理解でよろしいでしょうか。	一時支払金の上限額まで市が支払うことを想定して下さい。

18	24	第7	4			①	基準金利	「提案書の提出時に使用する基準金利は0.5%とすること」とありますが、直近1年間のTSR15年物は、最高値でも0.25%程度であるという認識です。 事業費の圧迫となる可能性が考えられ、この基準金利については、例えば20年12月や21年1月に公表されるTSRの15年物などにさせていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
19	24	第7	4			②	一時支払金	提案時は、一時支払金を上限として想定することとありますが、現時点での貴市の想定においては、当該金額について、補助金あるいは市債での調達(支払時期を含む)が見込めると考えてよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
20	24	第7	4			②	一時支払金	「次の計算式によって算出される金額を、原則、一時支払金の上限額として想定すること」とありますが、工事の進捗状況によって提案時の想定額を上回る場合でも、この計算式に算定式によって算出される金額が支払われるという理解で宜しいでしょうか。	一時支払金は提案時の想定額に基づき、計算式によって算出された金額を上限額として支払います。また、実際の出来高が提案時の見込以上に進捗した場合については上限額に変更はありません。ただし、実施設計後に想定金額が変更となる場合等は再度協議します。
21	24	第7	4			②	一時支払金	表中、仮に令和4年3月末までに正当な理由で実施設計が完了せず、令和5年にずれ込んだ場合は、その時点での出来高の95%が支払われるかと存じますが、令和4年に行った残りの実施設計費は令和5年4月に支払われるのでしょうか。	実施設計は原案のとおり令和4年4月の支払いとします。
22	24	第7	4			②	一時支払金	各年度の一時金の算出に当たり実施設計後工事価格の内訳は変わる可能性があることから再度協議できるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
23	26	第7	9				土地の使用	「本施設等の引渡し日」とは、要求水準書56頁第3章建設業務第2節業務期間に記載の工事完了日「令和6年11月末日」とであると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、庭球場及び駐車場の完了期間は施工に必要な工期を確保するため、事業スケジュールを見直し、入札説明書等を修正します。
24	27	第8	2	(3)			事業契約書	事業契約書の変更については原則変更しないとありますが、最低限の追記や変更は協議可能との理解でよろしいでしょうか。	原則として、誤字脱字等の軽微なもの以外は変更しません。
25	30	第10	1	(3)			不可抗力	解体施設の予想できないアスベストやPCBについては発生しないとの理解でよろしいでしょうか。また、発生した場合は市のリスクでよろしいでしょうか。	「閲覧資料1 解体予定施設アスベスト調査報告書」に記載のないアスベストが確認された場合については市負担となりますが、記載のあるものについては事業者負担となります。また、PCBについては、要求水準書第3章第3節4.(3) v)に記載のとおりです。

下関市新総合体育館整備事業

仮事業契約書(案)、事業契約約款(案)に関する質問への回答

令和2年10月30日

No	契約書	契約約款	頁	章	節	条	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
1	○									契約年月日	署名・捺印欄の契約年月日に誤りがありますので、訂正頂きたいです。 誤: 令和3年(2020年) → 正: 令和3年(2021年)	訂正します。
2		○	3	3	1	5	5			設計業務及び建設・工事監理業務の概要及び事業範囲	「予算措置等必要な手続を経ることを前提として」を削除することは可能でしょうか。	原案のとおりとします。
3		○	14	5	1	28	8			瑕疵	「通常想定される規模」とは、どの程度の規模をお考えでしょうか。ご教示下さい。	資料及び目視等により、通常想定される規模の設備配管・地中障害物(埋設物)等が存在した場合、事業者側の費用負担としますが、予見不可能な地中障害物(埋設物)等が発見された場合の対処費用については、協議の上、市側が負担するものとします。
4		○	14	5	1	29	1			建設に係る許認可及び届出	令和2年8月27日付け「要求水準書(案)に関する質問への回答」NO.1において、「具体の協議は市の所掌」とされているところですが、事業計画約款(案)第29条第1項の「本市が行わなければならない許認可」に、用途地域に関する許認可が含まれるものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
5		○	17	5	3	36				完成図書及び本市による完成確認	提案施設を合築にて整備する場合、出来形確認の対象は、要求水準書第2章第2節1.(2)に記載されている提案施設の本市負担分のみという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
6		○	18	5	4	38				第三者損害	事業者の責めに帰さない事由により第三者に損害が及んだ場合は、事業者は免責という理解でよろしいでしょうか。	本市に報告の上で、協議により決定します。
7		○	20	5	6	41	1			本施設等の引渡し	市に引き渡す「本施設等」には、要求水準書第2章第2節1.(2)に記載されている提案施設の本市負担分も含むという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
8		○	20	5	6	41	2			引渡し	前項では、「完成確認通知の交付を受けた後、速やかに貴市に引き渡さなければならない」と規定されているところ、本項では、「当該引渡しは、事業者による本施設等の完成から6箇月以内に事業者未使用にて行われるものとする」と規定されています。”速やかに”と”6箇月以内に”は矛盾していると思われませんが、本項の規定は、どの様な場合を想定されているのでしょうか。ご教示下さい。	「速やかに」を正として、事業契約書を修正します。
9		○	21	5	6	44	1			本施設等の引渡しの方法	市が行う所有権保存登記手続きに係る費用は事業者側で算定出来ないため、市が負担するという理解でよろしいでしょうか。	登記する場合の費用は、市側の負担とします。

10		○	21	5	6	45	1		契約不適合責任	令和2年民法改正において、契約不適合に対する損害賠償請求は、請負人に帰責事由がない場合には認められないこととなりました(同法第415条第1項但書)ので、「事業者に過失があるか否かにかかわらず」を削除することは可能でしょうか。	削除します。事業契約約款(案)を修正します。
11		○	21	5	6	45	2		契約不適合責任	「本施設等の引渡しの日から1年以内(本施設等の設備工事等に係る場合)」について、公共工事標準請負契約約款では、設備機器等の契約不適合は、原則として引渡時に発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければならず、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合のみ引渡しの日から1年以内に当該請求ができることと定められています(同約款第57条第2項)ので、これと同様の趣旨となるよう修正することは可能でしょうか。	原案のとおりとします。
12		○	25	6	1	51	1		維持管理及び運営業務の実施及び第三者への委託	本条において運営維持管理業務を事業者から運営企業、維持管理企業以外の第三者へ直接委託する場合の規定がございませんので、追加を検討頂けますでしょうか。例えば廃棄物処理業務など、法的に第三者委託が認められず、事業者(SPC)が管理権原者として、第三者の専門業者と直接契約するケースが考えられます。	原案のとおりとします。なお、例示のような事象が発生する場合は、本条第2項を適用します。
13		○	25	6	1	51	1~2		維持管理及び運営業務の実施及び第三者への委託	第51条第1項に規定する維持管理企業及び運営企業への再委託は当然と考えますので、第2項に規定する貴市への書面通知は不要ではないでしょうか。提案書に記載する実施体制や基本協定書の締結により事業者(SPC)より運営維持管理業務を運営企業、維持管理企業へ委託することは貴市も十分に認識されているものと思慮します。	原案のとおりとします。
14		○	27	6	1	55	1	(3)	維持管理業務及び運営業務開始の遅延	「不可抗力又は法令変更による場合 遅延日数に応じて、事業者が実際に負担した追加的経費の金額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額を本市が事業者に対して支払うこと」との記載がありますが、当該遅延により本施設及び駐車場利用者から得る収入が減少する場合は、利用料金収入予定額と実収入額との差額についても、貴市にてお支払い頂けるものと理解してよろしいでしょうか。	第99条及び第105条の規定により、本市との協議によるものとします。
15		○	28	6	2	59			維持管理及び運営業務に係る業務報告書の提出	報告書の提出日が翌月5日との規定ですが、期間が短く報告書作成が間に合わない懸念があり、また1月(年始)や5月(GW)においては、連休により貴市が提出物を受け取れない可能性も懸念されます。提出期日につきましては、翌月10日または翌月6営業日以内等が現実的と考えますが再検討頂けますでしょうか。	要求水準書P94「(2)業務報告書(月次・年間)の作成」に記載の提出期限を正として、事業契約約款(案)の第59条第1項を修正します。
16		○	30	6	3	61	3		維持管理及び運営業務の変	「…本施設及び駐車場の維持管理及び運営業務内容の変更により、事業者による本施設及び駐車場の維持管理及び運営業務に係る費用が増減するときは、本市及び事業者は、協議により合理的な範囲内で当該変更に係る費用の額(消費税等相当額を含む。)を本施設及び駐車場の維持管理及び運営業務の対価から変更するものとする。」との記載がありますが、不可抗力等により本施設及び駐車場利用者から得る収入が減少する場合は、費用の額だけでなく、利用料金収入予定額と実収入額との差額についても変更して頂けるものと理解してよろしいでしょうか。	契約約款に基づき、本市との協議によるものとします。
17		○	31	6	4	62	2		維持管理及び運営業務の一部停止	「本施設及び駐車場の維持管理及び運営業務の一時停止に伴う増加費用、事業者が生じた損害額」は、「事業者が本市に対して支払わなければならない」とは、運営業務の一時停止に伴う増加費用や損害額は、事業者が負担するという趣旨でしょうか。	「事業者が生じた損害額」を、「本市が生じた損害額」に修正します。

18		○	32	6	5	65	(4)	維持管理及び運営業務の契約保証	履行保証保険の保証額をご教示下さい。 維持管理及び運営業務のサービス対価の1年分の額で良いか。	保証額は、「維持管理及び運営業務のサービス対価の1年分に相当する額及び当該額に係る消費税等の額の合計額の10分の1以上」として事業契約約款を修正します。
19		○	32	6	5	65	2	維持管理及び運営業務の契約保証	契約保証金の額が維持管理及び運営業務のサービス対価の1年分以上の額とされていますが、他PFI事例と比較して事業者の負担が大きいため、他PFI事例と同等に「維持管理及び運営業務のサービス対価の1年分に相当する額及び当該額に係る消費税等の額の合計額の10分の1以上」として頂けないでしょうか。	ご意見を踏まえ、「維持管理及び運営業務のサービス対価の1年分に相当する額及び当該額に係る消費税等の額の合計額の10分の1以上」として事業契約約款を修正します。
20		○	32	6	5	65	4	維持管理及び運営業務の契約保証	維持管理及び運営業務の受託者をして別途定める保証又は履行保証保険契約を締結とありますが、「別途」とは第65条第1項第3号又は第4号以外にあればご教示ください。	第65条第1項第3号又は第4号とします。事業契約約款(案)を修正します。
21		○	33	7		66		自主事業	自主事業は運営業務に含まれるため、第51条の規定により自主事業の再委託は可能という理解でよろしいでしょうか。	自主事業は運営業務に含まれませんので、第51条の適用はありません。なお、要求水準書P86など、自主事業が運営業務に含まれると誤解を与える記載については修正します。
22		○	37	9	1	80		事業者の経営状況に係る報告	財務書類は会計監査を受ける必要があるとのことなので、具体的にご教示頂きたいのですが、会社法第435条第2項にいう計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書という理解でよろしいでしょうか。また、監査能力のある第三者とは、例えば、顧問税理士による監査でも可能という理解でよろしいでしょうか。	前段:お見込みのとおりです。 後段:お見込みのとおりです。
23		○	42	11	1	87	(1) イ	本市の公益上の事由による契約終了	「事業者が生じる手数料」とありますが、この部分に事業者の開業に伴う諸費用や融資組成手数料等も含まれることを確認させてください。	事業者の開業に伴う諸費用や融資組成手数料は「当該買取代金によっては填補されない費用その他の損失」に含むものとします。
24		○	42	11	1	88		本市の公益上の事由による契約終了	事業用地は国有地とありますが、たとえば仮に引渡し前に土地の権利関係に関する理由等で本事業が中断となった場合は本条が適用されると考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
25		○	43	11	1	87	(1) ア	事業者による本契約の終了	出来形部分を買取るとありますが、要求水準書第2章第2節1.(2)に記載されている提案施設の事業者負担分も対象という理解でよろしいでしょうか。	提案施設については本市負担分のみが対象です。
26		○	44	11	1	89	(1) ア	法令変更又は不可抗力による場合の契約の終了	出来形部分を買取るとありますが、要求水準書第2章第2節1.(2)に記載されている提案施設の事業者負担分も対象という理解でよろしいでしょうか。	仮事業契約書(案)、事業契約約款(案)に関する質問への回答No.25をご参照ください。
27		○	46	11	2	91	2	本施設及び駐車場の維持管理運営業務の引継	提案施設については、自らの費用で撤収、修復、片付けその他の適当な処置を行うとありますが、要求水準書第2章第2節1.(2)に記載されている通り、原状回復として内装等を撤去した状態という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
28		○	53	14	1	102	(1)	不可抗力に係る協議及び追加費用の負担	不可抗力への対応に伴う費用負担については、貴市の負担とする規定(第20条第5項但書、第21条但書及び第33条第1項)がありますが、これらの規定と第102条第3項第1号とは、どのような関係にありますでしょうか。貴市と事業者との間で対応策等についての合意が成立しない場合(第102条第2項)に限り、第102条第3項第1号が適用され、一部事業者負担となる可能性が生じるということでしょうか。	お見込みのとおりですが、第102条第3項第2号が適用される可能性もあります。

29		○	54	14	2	104	1			不可抗力に係る通知	「事業者は、不可抗力により、契約関係書類並びに維持管理及び運営業務仕様書に従って本施設及び駐車場の維持管理及び運営業務を実施できなくなったとき、又はその実施に当たり過分の費用を要すると認めるときは、これらの詳細を記載した書面により本市に通知しなければならない。」との記載がありますが、本施設及び駐車場利用者から得る収入が減少する場合も、貴市に通知するものと理解してよろしいでしょうか。	不可抗力により収入が減少し、本施設及び駐車場の維持管理及び運営業務を実施できなくなったときは通知するものとします。
30		○	56	15	2	108	1			関係者協議会の構成員	代表者各3名の要件等がございますでしょうか。また、この3人は必須の出席者ということでしょうか。	検討中ですが、SPCの代表者、維持管理・運営業務総括責任者を含むように想定しています。
31		○	56	15		107 ・ 109				関係者協議会 連絡調整会議	「関係者協議会」及び「連絡調整会議」は、どの程度の頻度で開催されるものでしょうか。	検討中ですが、本市との協議により決定するものとします。関係者協議会は必要に応じ開催し、連絡調整会議は月1回程度の開催を想定しています。
32		○	56	15	2	108	1			関係者協議会の構成員	関係者協議会は、3人程度とありますが、必要に応じて出席者を増やすとのことですが、参加人数に上限はありますか。	検討中ですが、上限を含め、本市との協議により決定するものとします。
33		○	59	16		116	3			著作権の利用等	事業者のノウハウに関わる成果物又は本施設等の内容につきましては、事由に公表されず、事前に事業者と協議されると理解してよろしいでしょうか。	事業契約約款(案)により、本市は成果物又は本施設等の内容を自由に公表できるものとしますが、必要に応じて事前の協議は可能です。
34										責任分担表	市と事業者の責任分担表は作成されますでしょうか。	実施方針の「資料1 リスク分担表」が本入札においても適用されます。

*「契約書」又は「契約約款」の該当する方の欄に○を記入してください。

下関市新総合体育館整備事業

事業契約約款(案)別紙に関する質問への回答

令和2年10月30日

No	別紙 番号	頁	1	(1)	①	ア	(a)	項目等	質問内容	回答
1	1								新型コロナウイルス(COVID-19)等の感染症は、仮事業契約書(案)63頁(16)の不可抗力に、含まれるものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	3-2	69						指定期間中の保険	表2の保険種目一覧については、記載の担保リスクをカバーできれば、それぞれの保険が一緒になっている保険でも問題ございませんでしょうか。	差し支えありません。
3	4-1	70	1		①	ア		施設費	提案施設を合築にて整備する場合、要求水準書第2章第2節1.(2)に記載されている提案施設の事業者負担分を除き、提案施設の施設費も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。含まれる場合、入札説明書第7.4_②に記載されている一時支払金の金額に算入(出来高対象)するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	4-1	70	1		①			設計業務及び建設・工事監理業務に係るサービス対価	サービス対価の基準金利として貴市が採用するLIBORが廃止された場合、金融機関等との融資条件変更に伴い生じる費用(弁護士費用等を含む)は、貴市にて負担して頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	本市の負担は想定していません。なお、基準金利の確定日において、LIBORの公表が停止されている場合は、日本銀行等が定める後継金利指標を用いることとし、事業契約書約款(案)別紙を修正します。
5	4-1	70						サービス対価の支払い方法	本様式で規定される「設計業務及び建設・工事監理業務に係るサービス対価」は、表3中の「(1)施設費等」と同義と考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
6	4-1	70						サービス対価の支払方法	施設整備費等の支払い手続きについてご教示ください。一時金および割賦原価(割賦手数料)ともに、各対象期間の終了後、いつまでに請求書を提出し、その後いつまでに支払われるかという決まりがありましたらお示しください。	施設整備費の支払い手続きは、請求後30日以内に支払うものとして事業契約約款(案)を修正します。

7	4-1	70						サービス対価の支払方法	<p>施設費等のうち、一時金で支払われる以外の割賦で支払われる部分の計算方法についてご教示ください。</p> <p>引渡予定日が令和6年7月1日の場合、金利計算は同日(初日不算入)を始期とし、以下のように四半期ごとに支払われると解して宜しいでしょうか。</p> <p>第1回目 令和6年7月1日～9月30日分 同年11月支払 第2回目 令和6年10月1日～12月31日分 翌年2月支払 第3回目 令和7年1月1日～3月31日分 同年5月支払 第4回目 令和8年4月1日～6月30日分 同年8月支払 (以降四半期ごとの支払い、全58回)</p>	お見込みのとおりです。
8	4-2	74						サービス対価の支払方法	<p>維持管理及び運營業務のサービス対価の支払い手続きについてご教示ください。</p> <p>各対象期間の終了後、いつまでに請求書を提出し、その後いつまでに支払われるかという決まりがありましたらお示しください。</p>	維持管理及び運營業務のサービス対価の支払い手続きについては、請求後30日以内に支払うものとして事業契約約款(案)を修正します。
9	4-2	74						サービス対価の支払方法	<p>表6から拝察するに、維持管理に及び運營業務のサービス対価(その他費用含む)は以下のように支払われると考えて宜しいでしょうか。</p> <p>第1回目 令和6年7月1日～9月30日分 同年11月支払 第2回目 令和6年10月1日～12月31日分 翌年2月支払 第3回目 令和7年1月1日～3月31日分 同年5月支払 第4回目 令和8年4月1日～6月30日分 同年8月支払 (以降四半期ごとの支払い、全58回)</p>	お見込みのとおりです。
10	4-2	74						サービス対価の支払方法	<p>①中「維持管理業務のサービス対価」とは、表5の「維持管理業務費」と同じものでしょうか。</p>	お見込みのとおりです。
11	4-2	74						サービス対価の支払方法	<p>運營業務費とその他費用の支払われ方について教えてください。</p> <p>期間中全て同額とする必要はありますでしょうか。</p>	原則として同額としてください。
12	4-2	74	1			①	ア	維持管理費	<p>提案施設を合築にて整備する場合、提案施設の維持管理費も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。様式J-2①、K-2及びK-3等の維持管理費も同様です。</p>	提案施設のうち、本市が整備費を負担した部分に係る維持管理費については含まれますが、事業者が整備費を負担した部分に係る維持管理費については含まれません。

13	4-2	74	1	①	サービス対価の支払方法(第76条関係)	「ただし、修繕費(提案施設に係る修繕費を除く)は事業期間全体の長期修繕計画をもとに支払う」との規定ですが、ここでいう事業期間全体の長期修繕計画とは入札時に提出する様式K-2 収入、維持管理費及び運営費見積書(年次計画表)に記載する修繕計画のことでしょうか。またその場合、長期修繕計画は期中で修繕計画内容(金額や実施時期)の変更が生じる可能性が高いと思いますが、サービス対価の支払いのベースとなるものは入札時の修繕計画に基づく見積費用分とのことでしょうか。	「ただし、修繕費(提案施設に係る修繕費を除く)は事業期間全体の長期修繕計画をもとに支払うこととする。」は削除します。 なお、様式K-2には、初年度を除き同額を記載し、長期修繕計画による想定金額は、F-4に記載してください。
14	5-1	81	1		「建設物価指数月報」	建設・工事監理業務のサービス対価の改定において、「建設物価指数月報」(一般財団法人建設物価調査会)における建設費指数を用いることとなっていますが、同法人のウェブサイトによると、「建設物価指数月報」は2020年3月号をもって廃刊となっています。同ウェブサイトにて公表している「建築費指数」を用いることでよいでしょうか。	お見込みのとおりです。事業契約約款(案)別紙を修正します。
15	5-1	81	1		サービス対価の改定方法(第75条関係)	設計期間中のサービス対価の改定に関する記載がありません。契約締結日と工事着手日の指数を比較してサービス対価を改定する記載を規定していただけませんか。	設計業務期間中のサービス対価の改定は行いません。
16	5-2	82	1		サービス対価の改定方法(第77条関係)	サービス対価は指数が前年度の指数より3.0%変動した場合に改定することですが、3%ですと物価上昇が改定に反映されるまでに相当の年数を要しますので、改定する条件を1%~1.5%で設定して頂けないでしょうか。様式K-3 収入、維持管理費及び運営費見積書(内訳表)の表外にも記載のとおり、事業者としては物価変動を見込まない金額で応札する一方で、人件費のように毎年微増することが確定しているコストもございますので、物価変動が適正な形でサービス対価の改定に繋がるよう変更をお願いします。	原案のとおりとします。
17	5-2	82	1		企業向けサービス価格指数	維持管理及び運営業務のサービス対価の改定において、用いる「企業向けサービス価格指数:日本銀行調査統計局」に関し、ただし書きにて、「消費税増税に伴う増加分については対象外とする」こととなっていますが、計算方法はどのようになるのでしょうか。日本銀行が公表している資料によると、「消費税を除く企業向けサービス価格指数も参考指標として公表されていますが、これを用いるというご趣旨でしょうか。	お見込みのとおりです。事業契約約款(案)別紙を修正します。
18	5-2	82	1		サービス対価の改定	「企業向けサービス価格指数及び消費者物価指数が著しく変動」した場合には貴市との協議とありますが、具体的にはどの程度の変動を想定していますでしょうか。	本市及び事業者の協議によります。

19	5-2	82						サービス対価の改定方法	「改定のかかる協議は毎年度1回(9月上旬頃)」とありますが、8月の企業向けサービス価格指数の確報値が公表されるのは大体2月後かと存じます。 9月の18営業日に8月の速報値が公表される予定という認識ですが、改定は速報値を用いるのでしょうか。確報値を用いるのでしょうか。それによって協議のタイミングをご再考頂けないでしょうか。	「(9月上旬頃)」を削除します。なお、9月上旬頃から協議を開始し、10月の確報値を用いて改定することを想定しています。
20	5-2	83	2					光熱水費のサービス対価の改定	本条文の規定にかかわらず、監視期間中に物価変動が発生した場合には、前条の1のサービス対価の改定に関する基本的な考え方に記載の光熱水費の改定が優先されるという認識でよろしでしょうか。	お見込みのとおりです。
21	5-2	83	2					光熱水費のサービス対価の改定に関する基本的な考え方	開業準備期間中の光熱水費は、監視期間の対象外の理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。

下関市新総合体育館整備事業

要求水準書、添付資料に関する質問への回答

令和2年10月30日

No	本編	添付資料	頁	章	節	1	(1)	1)	①	ア	i)	項目等	質問内容	回答
1	○		4	1	4	3	(1)		③			電波障害調査業務	設計業務で行う電波障害調査業務は机上検討と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	○		6	1	4	4	(2)					本施設及び駐車場利用者から得る収入	自主事業に係る売上等は、事業者の収入とすることができるとありますが、本事業の安定的運営の観点から、自主事業に係るリスクをSPCから排除するため、SPCから自主事業を受託する企業の直接収入とすることも可能でしょうか。	原案のとおりとします。
3	○		10	1	4	6						事業スケジュール(予定)	解体・撤去期間が、令和6年9月1日～令和6年11月末日の3カ月間とされていますが、既存体育館本体の解体をこの期間で行うのは困難と考えます。令和6年9月1日に解体工事に着手するものとして、適正な施工期間を考慮して提案してよろしいでしょうか。 また、駐車場としての整備は既存体育館の解体撤去後となりますので、駐車場整備についても適正な施工期間を考慮して提案してよろしいでしょうか。	既存体育館及び相撲場の解体・撤去の着手日は本施設引渡し日から開設準備期間を経て、令和6年9月1日の着手を想定しています。よって、本施設の引渡し日によっては、解体・撤去の着手日が異なることとなります。ただし、庭球場及び駐車場の完了期間は施工に必要な工期を確保するため、令和7年3月末までとし、要求水準書等を修正します。
4	○		10	1	4	6						事業スケジュール(予定)	「※庭球場については、・・・第1駐車場の供用開始後に整備してよい」とされていますので、令和6年11月末日までに庭球場の整備が完了しないものとして、提案してよろしいでしょうか。	要求水準書、添付資料に関する質問への回答No.3をご参照ください。
5	○		10	1	6							遵守すべき法制度等	「関連する要綱・基準(最新版)」とありますが、提案時における最新版でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
6	○		12	1	6				⑦			【要綱・基準等】 ⑦官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説、建築設備設計基準	発電機負荷の選定についての確認です。遵守すべき法制度等、要綱・基準等には官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説、建築設備耐震設計・施工指針の記載がありますが、発電機設備の電源供給は要求水準書に記載があります「非常時に電源が必要な諸室等の保安動力(換気、空調、給排水、エレベーター)、保安照明等(室内照明、避難通路照明、コンセント)及び通信情報機器等とすること。なお非常時に電気が必要な諸室等は、事務室、多目的室、放送室、救護室、1階便所及び1階廊下」に従って計画して宜しいでしょうか。官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説、建築設備耐震設計・施工指針に従う場合は甲類乙類のご指示願います。	前段:お見込みのとおりです。 後段:建物構造については、要求水準書第2章第1節3.に記載してある基準に準拠してください。
7	○		27	2	1	4	(2)	6)			i) ii)	発電設備	今回の確認申請上の敷地は下関運動公園(123,899㎡)全体と考えてよろしいでしょうか。敷地境界が提示資料では不明です。敷地を分割するなら申請上の敷地境界線をご教示ください。	「実施方針等に関する第2回質問及び意見への回答」の実施方針に関する質問への回答No.1をご参照ください。
9	○		14	1	7	2			③			敷地の地質及び地盤	「閲覧資料4 事業予定地地質調査資料」において、表-1.1.1調査内容の概要一覧に地震時における液状化判定と記載がありますが、液状化判定を教えてくださいませんか。	地質調査資料一式を閲覧資料として公表いたします。

10	○		14	1	7	5					既存体育館 利用者数	利用可能コマ数の算出方法をご教示ください。	バドミントン1面分の1時間利用を1コマとし、1日の利用可能コマ数を平日・土曜:10コマ×13時間、日曜・祝日:10コマ×8時間で1年分の利用可能コマ数を算出しています。
11	○		15	1	7	6	(1)				利用料金の 目安	表1-5利用料金の目安額(参考)が下関市体育施設設置条例に今後反映される料金範囲の上限額になるとの認識でよろしいでしょうか。	表1-5は上限ではなく目安としてお考えください。 本契約締結後、事業者の提案を基に協議のうえ、条例改正を行う予定です。
12	○		16	1	7	6	(2)				既存体育館 の料金	表1-6既存体育館の体育器具及びその他の器具については提案できなとございますが、事業者で新たに設置する体育器具等は提案するとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
13	○		26	2	1	4	(2)	1)		iv)	電灯設備	照度はJIS照度基準を原則とすることとありますが資料7電気・機械要求性能表に記載のある諸室については資料7に基づいて計画し記載の無い諸室はJIS照度基準にて計画して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
14	○		26	2	1	4	(2)	3)		i)	雷保護 設備	重要負荷のコンセントには避雷対策を講じることとありますが想定負荷等ありましたらご教示願います。想定がなければ事業者側での想定とさせていただきますが宜しいでしょうか。	想定している負荷は特にございません。対策が必要な負荷は、事業者側で想定してください。
15	○		27	2	1	4	(2)	5)		i)	電力貯蔵 設備	瞬時停電においても電力供給を必要とするパソコン等の負荷は無停電電源装置を設置することとありますが、本内容のパソコンは建物の維持管理・監視を行う為パソコンと読み替えて宜しいでしょうか。(一般事務のPCは除きます。)□	お見込みのとおりです。
16	○		29	2	2	4	(13)			i)	監視カメラ設 備	運営のためにカメラの設置が求められていますが、何を監視するのか想定がありましたらご教示下さい。	防犯に加えて混雑状況の把握や事故の確認等、様々な運営上の監視を想定しています。
17	○		29	2	2	4	(13)			ii)	監視カメラ設 備	録画のフレームレートと録画期間はどの程度で、録画画像の冗長化は必要でしょうか。	想定した利用方法で、必要な性能としてください。
18	○		29	2	2	4	(13)			ii)	監視カメラ設 備	録画記録の画素数等指定やモニターのインチ指定はあるでしょうか。	想定した利用方法で、必要な性能としてください。
19	○		29	2	2	4	(13)			ii)	監視カメラ設 備	録画記録を市に提出する必要はありますか。	定期的な提出は必要ありませんが、有事の際に提出をお願いする場合があります。
20	○		29	2	2	4	(13)			i)	監視カメラ設 備	ボクシングジムや相撲場の周辺の監視は必要でしょうか。	関係者用駐車場(無料)の監視については必須ではありませんが、事業者にて必要と判断されれば、設置をしてください。
21	○		29	2	2	4	(15)			i)	防犯・入退 室管理設備	ボクシングジムや相撲場も機械警備の対象でしょうか。	解体施設のため、機械警備の対象外とします。
22	○		29	2	2	4	(15)			i)	防犯・入退 室管理設備	体育館・陸上競技場・庭球場・アーチェリー場・弓道場につき機械警備の対象施設をご教示ください。	新総合体育館のみを機械警備の対象とします。

23	○		29	2	2	4	(15)			ii)	防犯・入退室管理設備	窓などの開口部からの侵入直後に防犯機器による検知が可能な警備計画であれば、使用する防犯機器の種類は問わないという認識でよろしいでしょうか。また、その範囲は全ての窓などの開口部ではなく、事業者が侵入の脅威があると判断する部分という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
24	○		31	2	1	4	(4)	1)		i)	給排水衛生設備1)給水設備	給水方式は、受水槽方式とし、水槽内の水は災害時にも利用できるようにすることとありますが、受水槽方式は、加圧給水方式・高架水槽方式に分かれます。災害時に利用出来ればどちらを選択しても良い考えで宜しいのでしょうか？	方式は事業者の提案によりますが、維持管理、ランニングコストを考慮し、選定してください。
25	○		31	2	1	4	(4)	1)		iii)	給水設備	井戸水は事業予定地内で湧出するものと考えてよろしいでしょうか。その場合、飲用等に利用できませんでしょうか。井水と雨水は両方利用可能と考えてよろしいでしょうか。	前段：現状、敷地内に井戸はありません。 後段：井水の利用は提案によりますが、関係法令に従い利用してください。
26	○		33	2	2	4	(5)				エレベータ設備	EV内にはカメラの設置計画があるのでしょうか。計画がある場合、事務室設置の監視カメラシステムに取り込む形で宜しいでしょうか。	カメラの設置は事業者の提案とします。事務室設置の監視カメラシステムに取り込むことも可とします。
27	○		35	2	2	1	(1)	2)	①	viii)	競技場のフロア強度	「トラックが直接乗り入れ可能なフロア強度とすること」とありますが、トラックの規模をお教えてください。	トラックの規模は、事業者にて適切に定め、ご提案下さい。
28	○		36	2	2	1	(1)	1)		x)	救護室	救護室は救護対応をする室のため、アリーナ全体が視認できる設えとする必要がありますでしょうか。	要求水準書第2章第2節1.(1)2)⑦に記載のとおり、メインアリーナに近接して配置してください。
29	○		36	2	2	1	(1)	1)		x	詳細	「大会本部室、放送室、救護室はメインアリーナに直接面する配置」とありますが、P39(⑦救護室 i)では「メインアリーナに近接して救護室を設置すること」とあります。どちらが正でしょうか。	大会本部、放送室はメインアリーナに直接面する配置とし、救護室は要求水準書第2章第2節1.(1)2)⑦のとおり、メインアリーナに近接して設置してください。要求水準書を修正します。
30	○		37	2	2	1	(1)	1)		x iii)	遮光設備	壁面に窓を設置するとともに電動の遮光装置を設けることとありますが、容易に手動で開閉できる箇所に設置できるものは手動の遮光装置を設けることも可でしょうか。また、窓があっても遮光の必要のない室についての遮光の有無は提案によるものとしてよろしいでしょうか。	前段：手動で開閉可能な場合については、手動で構いませんが、利用者の利便性や運用を考慮してご提案下さい。 後段：お見込みのとおりです。
31	○		38	2	2	1	(1)	2)	①	ii)	アリーナの有効高さ	有効高さは14m以上とありますが、競技コート内での高さとの認識で良かったでしょうか。ご教示ください。	お見込みのとおりです。
32	○		38	2	2	1	(1)	2)	②	iii)	観客席	来賓席には専用トイレを設けることとありますが、2階観客席エリアに専用トイレを設けるとの意図でしょうか。来賓用の控室(要求水準では求められていない室)を設け、トイレを併設することでもよろしいでしょうか。	来賓席の専用トイレは、一般入場者と動線が交錯しない場所に設けてください。ご提案のとおり、来賓用の控室を設け、トイレを併設することは可とします。
33	○		38	2	2	1	(1)	2)	②	iii)	来賓席、専用トイレ	「一部には来賓席を確保すること。また、来賓席には専用トイレを設けること。」とありますが、来賓対象者の想定がございましたらご教示ください。また、来賓席・専用トイレへは一般動線と分離する必要がありますでしょうか。	来賓席については一般利用者とは別の利用料金設定とし、利用料収入を増加させることが出来るエリアを想定しています。動線については、事業者の提案とします。

34	○		39	2	2	1	(1)	2)	⑤	i)	大会本部室	プロリーグ等の大会時には関係者控室、会議室等が必要ですが大会本部室のみでは足りないことが想定されます。会議室等を設けるためにメインアリーナの有効スペース69m×46m以上、必要面積3300㎡を見直して頂くことは可能でしょうか。ご教示ください。	原案のとおりとします。	
35	○		40	2	2	1	(1)	3)	①	ii)	アリーナの有効高さ	有効高さは13m以上とするとありますが、競技コート内での高さとの認識で良かったでしょうか。ご教示ください。	お見込みのとおりです。	
36	○		41	2	2	1	(1)	5)		i)	事務室	下関市社会福祉協議会職員用事務所を隣接した室にした場合の光熱水費の考え方をご教示下さい。別メーターを取り付け別途清算するか等の考え方。	社会福祉協議会が使用した光熱水費は、事業者負担とします。また、本市が同会に電気代を請求するために電気使用量を測定する電気メーターを取付けてください。	
37	○		41	2	2	1	(1)	5)		i)	事務室	事務室内又は隣接した室に下関市社会福祉協議会職員4名程度が常駐し、障がい者スポーツ支援業を行うためのスペースを確保すること。と、ございますが社会福祉協議会が利用する光熱水費の取扱いについてご教示ください。	要求水準書、添付資料に関する質問への回答No36をご参照ください。	
38	○		42	2	2	1	(1)	6)	①	i)	エントランスホール	エントランスホールに下足入れを設置することとなっているため、館内は上足仕様となっていると推測されていますが、上下足の履き替え位置については事業者の提案によるものとしてよろしいでしょうか。	上下足計画については、事業者の提案によります。	
39	○		42	2	2	1	(1)	6)	③	iv	防災備蓄倉庫	防災倉庫は常時鍵による施錠管理との規定ですが、警備対象とするため警備操作を行う仕様となっております。当該鍵は電気錠仕様でしょうか。	要求水準を満足するのであれば、鍵の指定はありません。	
40	○		43	2	2	1	(1)	6)	④	ウ	iv	階段・廊下	AEDを事務室付近の廊下設置が求められていますが、AED収納ボックスを含めて設置、との理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
41	○		44	2	2	1	(1)	7)	②	ii	外構等	下関陸上競技場の利用者の送迎についても、今回計画のロータリー及び車寄せの利用を見込むこととありますが、その際の送迎バス等の駐車スペース及び待機スペースは敷地内に必要となりますか。必要となる場合、スペースの大きさをお教えください。	下関陸上競技場で使用する送迎バス等の駐車・待機スペースは必要ありません。下関陸上競技場利用者の送迎用でこの度整備するロータリーを使用することを想定しています。	
42	○		45	2	2	1	(1)	7)	④	i)	植栽	事業対象敷地内の既存植栽配置、樹種リストなどがございましたらご教示ください。	既存植栽平面図や樹種リストはありません。現地にてご確認ください。	
43	○		45	2	2	2	(1)	7)	③	vi)	駐輪場	駐輪場の仕上げはアスファルト(透水性)で舗装とありますが、自転車やバイクのスタンドによる陥没の恐れがあるため、他の仕上げを提案することは可能でしょうか。	駐輪場の仕上げの様子は提案によるものとします。要求水準書を修正します。	
44	○		46	2	2	1	(2)				提案施設	提案施設の整備に関する費用は、事業者負担(内装、空調機器、衛生器具、備品等、その他必要なもの)のみを計上するとの認識でよろしいでしょうか。	提案施設の整備費について、事業者負担分は様式J-2②に計上し、本市負担分は様式J-2①に計上してください。	

45	○		46	2	2	3			②	vii	大型トラックの規模	「大型トラックの車路及び待機スペースを整備」とありますが、大型トラックの規模をお教えてください。	事業者にてご提案下さい。
46	○		47	2	2	1	(2)				提案施設	提案施設を合築にて整備する場合、本市負担分(公共所有)と事業者負担分(民間所有)の所有区分はどのような整理となるのでしょうか。公共施設内に民間(自主事業実施企業)所有の設備を設置する場合の手続き等、考え方を教えてください。	前段:基本的に整備費を負担した者が所有すると考えています。後段:行政財産使用許可申請により本市の許可を受け、当該使用料をお支払いいただくこととなります。
47	○		48	2	2	2	(1)			iv)	庭球場	観客席の仕様について、「資料8」では記載がないので、ご教示下さい。	観客席の指定はございませんが、提案を妨げるものではありません。要求水準書を修正します。
48	○		54	2	3	6	(2)			v)	外観・内観パース	外観面数、内観面数にそれぞれ指定はあるでしょうか。外観3面(鳥瞰1面含む)、内観5面程度と考えて宜しいでしょうか	鳥瞰1面、外観1面、内観4面を最低枚数としますが、市民の方がどのような施設が建設されるのかが理解できる枚数として下さい。
49	○		54	3	3	4	(2)			ii)	備品設置	各種競技に関する備品は、調達時点において、各種競技の最新のルールに対応したものを調達すること。スポーツ用具・器具は、各種競技協会の認定品を基本とすること。と、ございますが事業開始後のスポーツルールの変更に伴う、備品の変更及び競技ライン等の変更は貴市にて対応していただけたとの認識でよろしいでしょうか。	原則として事業開始時の備品を使用するものとし、ルール改定に伴い競技の実施等に支障がある場合は、協議によるものとします。
50	○		56	3	2	1						既存体育館及び相撲場の解体・撤去工事、庭球場及び左記が完了しないと着工できない第1駐車場建設工事を、令和6年9月以降9月1日以降に着工し令和6年11月末までに完了することとありますが、工期の遵守が難しいと判断しております。工期延長が可能かどうかご教授願います。	要求水準書、添付資料に関する質問への回答No3をご参照ください。
51	○		56	3	2	1					業務期間	「既存体育館及び相撲場の解体・撤去工事、庭球場及び駐車場の建設工事は令和6年11月末日までに完了すること。」とされていますが、令和6年9月1日に解体工事に着手し令和6年11月末日までに、既存体育館の解体・撤去及び駐車場の整備を完了することは困難ですので、適正な施工期間を考慮して提案してよろしいでしょうか。	要求水準書、添付資料に関する質問への回答No3をご参照ください。
52	○		56	3	2	2						仮事業契約書(案)63頁(16)の不可抗力に、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)等が含まれておりませんが、新型コロナウイルス等の感染拡大等の著しい事業環境の変化が生じたことにより、建設業務の遂行が困難になった場合は、不可抗力又は事業者の責めに帰さない事由に該当するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
53	○		56	3	3	1				iii)	住民合意などに起因する遅延	「住民合意など」について、設計業務及び建設・工事監理業務に影響を及ぼす内容は含まれていますでしょうか。ご教示ください。	含まれます。
54	○		57	3	3	2				iv)	工事計画策定に当たり留意すべき項目	施工に伴い通常避けることのできない騒音・振動等によって問題が生じた場合も、事業者が自己の責任において対処することになるのでしょうか。	原則として事業者の責任によるものとし、必要に応じて協議を行うものとします。

55	○		57	3	3	2				viii)	近隣住民等からの作業時間の了承	「作業時間の了承を得ること。」とは近隣住民等からどのような形式で了承を得ることを想定されていますでしょうか。	工事説明会や周知文書、工事現場に掲示などを想定していますが、必要に応じて方法を含めて提案してください。
56	○		57	3	3	2				viii)	近隣住民等からの作業時間の了承を得られない場合の取り扱い	近隣住民から作業時間の了承を得ることができない場合は、工期の延長が必要となりますが、この場合、要求水準書56頁第3章第2節2「業務期間の変更」に規定する、事業者の責めに帰すことのできない事由に該当するものと考えてよろしいでしょうか。	原則として事業者の責任によるものとし、必要に応じて協議を行うものとします。
57	○		58	3	3	3	(2)			ii)	近隣調査・準備調査等	工事による近隣住民等への影響だけでなく、建物による影響についても、事業者にて確認及び検討する必要があるのでしょうか。	提案内容によるため、事業者にて行うものと考えてください。
58	○		59	3	3	4	(2)			iv)	備品等設置業務	「(資料11) 既存体育館スポーツ用具・器具リスト」に記載の備品等は全て事業期間にわたり利用可能であると考えてよろしいでしょうか。また、備品の移設はいつから可能でしょうか。	前段：当該備品について、安全に利用可能な状態が続く限りは、利用するものとお考えください。 後段：本施設の引渡し日以降から移設可能ですが、具体的な日程は協議によるものとします。
59	○		60	3	3	4	(3)				既存施設(既存体育館及び相撲場等)の解体・撤去業務	「解体・撤去業務は原則として令和6年11月末日までに完了すること。」とされていますので、既存体育館の解体は3カ月間では困難と考えていますが、12月以降に既存体育館部分の駐車場整備を行うこととして提案してよろしいでしょうか。	要求水準書、添付資料に関する質問への回答No3をご参照ください。
60	○		61	3	3	4	(5)			iii)	電波障害対策業務	電波障害への対応及び対策は、貴市または事業者のどちらの負担で行うのでしょうか。	要求水準書第2章第1節4.(2)17)にあるとおり、事業者負担とお考えください。
61	○		72	5	1	1					業務の対象範囲	「(資料4 維持管理業務項目詳細一覧)参照」との記載がありますが、資料4は参考資料という位置づけでしょうか。また資料4の内容はかなり具体的であり、モデルとなる既存施設が存在するものと思慮しますが、その場合、モデルとなる施設名と契約形態及び契約期間等をご教示頂けますでしょうか。	原則として資料4の内容に準じるものとします。モデルとなる施設はありません。
62	○		74	5	1	4					維持管理業務に係る年間業務計画書	年間業務計画書は、各年度業務実施開始の6ヶ月前までに提出するのとありますが、提出時期が早いと、提出後から6カ月後の期間におけるセルフモニタリング結果等が次年度の業務計画に反映できなくなる可能性がございます。事業者としては事業年度開始日の1～2か月前の提出が妥当と考えますが、仮に提出期限を6カ月前に設定した意図がございましたらご教示頂けますでしょうか。また提出期限を6カ月前である場合、貴市が行う確認及び事業契約書(案)第52条に基づく貴市の承諾に要する期間または期限についてご教示頂けますでしょうか。	本市の翌年度予算編成作業において必要なため、提出期限を6ヶ月前としています。本市は、提出された計画書を確認のうえ、特段問題がなければ速やかに承認します。 なお、承認後においても、本市又は事業者は、協議により当該計画書を変更することができます。
63	○		74	5	1	5					維持管理業務に係る業務報告書等	「本要求水準書との整合性の確認結果報告書及び事業提案書との整合性の確認結果報告書についても提出すること」との記載がございますが、こちらの報告書は年間業務報告書に添付する形式での提出で宜しいでしょうか。また当該報告書は要求水準書P8～9に規定する「5 モニタリングの実施」に関連するものと考えてよろしいでしょうか。	前段：年間業務報告書だけでなく、月次業務報告書にも添付してください。 後段：お見込みのとおりです。

64			75	5	1	7	(2)					業務実施体制	維持管理業務実施体制を貴市へ提出する際は、維持管理業務計画書に記載して提出する形式で宜しいでしょうか。	差し支えありません。	
65	○		78	5	2	3						i)	故障・クレーム対応	故障、クレーム対応等発生時に、利用者が破損させてしまった内容については利用者に修繕費の請求を行っても宜しいでしょうか？ 例)バレーボールによる天井ボード破損や剣道の竹刀などによる天井の破損や照明器具の破損等	差し支えありません。
66	○		78	5	2	3						i)	故障・クレーム対応	市民や利用者等の申告により発見された軽微な不具合の修理を行うことに関して、鉄部の錆などを補修する際に、塗料などを使用する場合がありますが、長期に建物を使用する際に塗装した場合、色の違いが出ますが、一部分色が変わっても問題無い考えで宜しいでしょうか？ また、天井ボードなどを取り替えた場合でも、一部色の違いが出ますが、問題無いのでしょうか？	可能な限り色の違いが出ないように配慮してください。
67	○		84	5	7	1						iii)	防犯・警備業務	事業方式がBTOですが、レンタル方式による機械警備は可能でしょうか。可能な場合、事業終了時に機器を引き渡す必要があるでしょうか	引き渡しを含めて事業者の提案によるものとします。
68	○		84	5	7								警備保安業務	「本施設の内部から敷地周辺まで、防犯・警備・防火・防災を適切に実施すること。」が求められていますが、敷地周辺の定義をご教示下さい	維持管理業務及び運営業務に関わる範囲とご理解ください。
69	○		84	5	7							i)	防犯・警備業務	大規模イベント開催時の警備は主催者側にて手配する理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
70	○		91	6	2	1						ii)	マニュアル作成	開業準備業務における各種マニュアル作成について、本業務実施に当たって必要なマニュアル作成を行い、運営開始日の30日前までに市の承認を受けることとありますが、仮に施設の引き渡し令和6年6月末の期限直前までであった場合、7月末日までの開業準備業務事業スケジュールを考慮すると、マニュアル作成から市の承認までを1日～数日のうちに受けなければならないこととなります。施設・設備の現認および実際の運営を想定したシミュレーションをしなければ作成が困難な場合等、市との事前の協議を経た上で、承認期限の延長をいただくことは可能でしょうか。	原案のとおりとします。 なお、承認後においても、本市又は事業者は、協議により当該マニュアルを変更することができます。
71	○		92	6	2	2							予約システム整備業務	市が運用する公共予約システムを利用する場合のシステム利用料をご教示下さい。	事業者、システム利用料を負担していただくことはない見込みです。
72	○		92	6	2	2							予約システム	下関市が運用する公共施設予約システムを利用することを想定している旨の記載がございますが、公共施設予約は無償で利用が出来るとの認識でよろしいでしょうか。市の予約システムの詳細をご教授ください。(設置備品の詳細、特別なインターネット環境の整備が必要ななど)。	前段:要求水準書、添付資料に関する質問への回答No.71をご参照ください。 後段:運営開始時点における本市予約システムの詳細は未定です。
73	○		92	6	2	3							予約受付業務	供用開始年(令和6年度)の優先予約について、事業者が行うことが御座いましたらご教示下さい。	令和5年度に、事業者・下関市体育館の指定管理者・本市の三者で協議を予定しています。

74	○		92	6	2	3						予約受付業務	現体育館の電話番号は新体育館でも引き続き利用する想定かどうかご教示下さい。(新体育館のHP開設時に電話等による案内をするときに、現体育館の番号では不具合が生じる為)	引き続き利用する想定はありません。	
75	○		95	6	3	5						ii)	備品管理	備品及び用具の器具庫からの出し入れ等を利用者自身が行う場合、組み立てや取り付け方法等の説明及び援助を行うこと。と、ございますが既存の体育館は利用者自身で機器の設置をおこなっておりますか。それとも施設職員が実施していますか。	基本的に利用者が行っており、必要に応じて指定管理者が援助等を行っています。
76	○		98	5	3							iii)	安全管理業務	非常・緊急時の迅速体制が求められていますが、駐車場ゲートの出口バーは利用者からの連絡による遠隔開放(機械化)で宜しいでしょうか。	問題ございません。
77	○		100	6	6	5							広告事業	事業者による広告事業の提案の有無は、審査に影響されるのでしょうか。	評価対象になります。
78													道路の出入口	現地説明会にて、下関駅・東駅線からの車両の出入りは既存の出入口に限るとご説明がありましたが、工事期間中の仮駐車場や大型イベント時の搬出入等の出入口として、一時的に下関駅・東駅線に出入口を設けることは可能でしょうか。	周辺交通への影響等を考慮し、関係機関の許可が得られることを条件に、提案することは可能です。
79													工事区分について	公開資料の中に別途工事などの書類がありませんでしたが、各設備の工事区分表がありましたらご提示願います。	工事区分表はありません。
80	○	表1-6											施設の利用料金	表1-6の体育器具で既に定めのある以外の体育器具については、利用料金を提案できるものと理解して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
81		4											維持管理業務項目詳細一覧	新たに整備する施設に必要な維持管理業務項目を検討する際に、資料4に記載された項目、業務概要、実施概要と一致しない項目が多いと考えられます。本資料は参考資料として、新施設の維持管理業務における業務概要及び実施概要は事業者の裁量において最適な計画をたてるという考え方で宜しいでしょうか。	原則として資料4の内容に準じるものとしますが、計画を提案することは可能です。
82		5											必要諸室リスト(参考)	要求水準書(案)の質問回答(No.19)にて「面積の増減は認めます。ただし要求水準書本文において数値が示されているメインアリーナ、防災備蓄倉庫は記載寸法の確保を条件とします」とのご回答をいただいておりますが、資料5 必要諸室リスト(参考)に面積が数値で記載されているものでもそれを下回る面積でご提案できるのでしょうか。ご提案できる範囲を教えてください。加えて12,500㎡に対する下限値設定があればそれも教えてください。	前段:メインアリーナ、防災備蓄倉庫以外は必要な機能の確保を前提として資料5の面積を下回る提案は可能です。 後段:下限値の設定はありませんが、運用等に支障のない面積としてください。
83		5											器具庫	器具庫面積480㎡とありますが、添付資料6備品リスト、資料11既存体育館器具リスト品を収納するスペースとして約640㎡必要となります。器具庫スペース確保のためにメインアリーナの有効スペース69m×46m以上、必要面積3300㎡を見直して頂くことは可能でしょうか。ご教示ください。	原案のとおりとします。

84		6																備品リスト	備品リスト6ページ目のメインアリーナライン引きの欄にソフトテニスコート、硬式テニスコートの記載がありませんがライン引きは必要ないとの認識で良かったでしょうか。要求水準書38ページの①競技場にはソフトテニス3面、硬式テニス4面の合計7面との記載があります。ご教授下さい。	ラインは必要です。なお、ラインについては常設を原則としますが、運用を考慮して支障がない場合には目印のみ設置し、各競技を実施する際に引くこととしても差し支えありません。
85		6																備品リスト	備品リスト6ページ目のメインアリーナライン引きの欄の6人制バレーコート5面とありますが、要求水準書38ページの①競技場には6人制バレーボール 正式3面(練習等4面)合計7面と記載があります。またセンターコート用1面合わせて合計8面必要だと思われれます。どちらを基準にすればよいでしょうか。ご教授ください。	要求水準書P.38の記載を正としてください。資料6 備品等リスト(参考仕様)を修正します。
86		6																備品リスト	備品リスト6ページ目のメインアリーナライン引きの欄にフットサルコート記載がありませんがライン引きは必要ないとの認識で良かったでしょうか。要求水準書38ページの①競技場にはフットサル2面と記載があります。ご教示下さい。	ラインは必要です。なお、ラインについては常設を原則としますが、運用を考慮して支障がない場合には目印のみ設置し、各競技を実施する際に引くこととしても差し支えありません。
87		6																備品リスト	備品リスト6ページ目のメインアリーナライン引きの欄にタグラグビーコート記載がありませんがライン引きは必要ないとの認識で良かったでしょうか。要求水準書38ページの①競技場にはタグラグビー1面と記載があります。ご教示下さい。	ラインは必要です。なお、ラインについては常設を原則としますが、運用を考慮して支障がない場合には目印のみ設置し、各競技を実施する際に引くこととしても差し支えありません。
88		6																備品リスト	備品リスト6ページ目の多目的アリーナライン引きの欄にソフトテニス、硬式テニスコートの記載がありませんがライン引きは必要ないとの認識で良かったでしょうか。要求水準書40ページの①競技場には硬式・ソフトテニス1面と記載があります。ご教示下さい。	ラインは必要です。なお、ラインについては常設を原則としますが、運用を考慮して支障がない場合には目印のみ設置し、各競技を実施する際に引くこととしても差し支えありません。
89		6	7															備品リスト(参考仕様) 室名:メインアリーナロッカー室(2室) No.30	「6人用更衣ロッカー 木金チケット」とありますが、木金チケットの内容についてご教示ください。また、台数は2室合計で10台と考えてよろしいでしょうか。	木金は参考仕様です。チケットはロッカーを使用するためのカード等を受付で発行し、セキュリティに配慮することを意図しています。具体的な仕様は提案によります。台数については、6人×10台相当として仕様に応じてご提案ください。
90		6	9															備品リスト(参考仕様) 室名:メインアリーナ更衣室・シャワー室(男女) No.99	「6人用更衣ロッカー 木金チケット」とありますが、台数は男女合計で160台(想定人数960人)と考えてよろしいでしょうか。	台数については、6人×10台相当として仕様に応じてご提案ください。
91		7																	多目的室の器具庫の要求性能は、メインアリーナ、多目的ホールの器具庫と同様でよろしいですか。	お見込みのとおりです。

下関市新総合体育館整備事業

落札者決定基準に関する質問への回答

令和2年10月30日

No	本編	別紙 番号	頁	1	(1)	①	項目等	質問内容	回答
1	○		4	5	(3)		加点項目審査	採点方法について、採点基準が「A～D」までの4区分とされていますが、各委員の採点は、別紙2の加点審査項目の丸数字項目ごとに4段階評価で実施される考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2		2					加点項目審査の評価基準		
3	○		5	5	(3)		評価基準	採点基準の配点は、別紙2の()で書かれた細目の点数が配点となるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

下関市新総合体育館整備事業

様式集及び作成要領に関する質問への回答

令和2年10月30日

No	本文	書類名	様式番号	I	(1)	①	項目等	質問内容	回答
1		提案書	共通				枚数制限	各項目ごとに枚数制限がございますが、仕様や内容をより具体的にお示しするために別紙の添付は可能でしょうか。	可能ですが、必要最低限の枚数にしてください。
2		提案書	共通				枚数制限	各項目ごとに枚数制限がございますが、魅力的な内容を十分提案書に落とし込むため、枚数制限は変更しないことを条件に、項目での増減を認めていただけませんか。	不可とします。
3		提案書						提案書内の文字において、フォントや大きさの指定はありますか。	指定はありませんが、見やすいフォント及び大きさとしてください。
4		入札書類審査に係る提出書類の構成		II				「全体配置計画図(S=1/800~1/1000程度)」とありますが、用紙サイズA3の場合、新設駐車場は図面に入らず、新体育館周りの表記となります。新設駐車場も入る図面のスケールに調整してもよろしいでしょうか。	差し支えありません。
5		提出書類の作成要領		IV	(1)	①	作成上の留意点	書類の枚数制限についてですが、2枚の場合は両面記載を行った上で、印刷し4ページの考え方で宜しいでしょうか	両面印刷ではなく、片面印刷での枚数となります。
6		提案書		IV	(1)	②		「使用する用紙は、表紙を含め、各指定様式を使用すること」とありますが、枠の大きさや余白の取り方などは様式集データ(word)の大きさ通りに作成すると考えてよろしいでしょうか。	枠の大きさや余白は変更可能です。
7	○	提出書類の作成要領	全体	IV	(2)	② ③	提案書	「副本分については応募グループの企業名およびロゴマークを一切記載しない」旨の記載部分について、以下の2点について確認させてください。 ①応募グループの各企業の下請となる企業や、関心表明書を取得した企業などの名称は、副本に記載してもよろしいでしょうか？ ②「正本」には、企業名などを全て明記するのでしょうか？その場合、企業名と各匿名のリストを添付することで、正本を副本と同じく匿名での表記としてもよろしいでしょうか？	①差し支えありませんが、応募グループの企業名が特定されないよう留意してください。 ②差し支えありません。
8	○	提出書類の作成要領	全体	IV	(2)	④	その他	提出書類のデータを入れた「CD-R」を提出する旨の記載がございますが、「DVD-R」で提出してもよろしいでしょうか？また、提出するデータはPDFデータでよろしいでしょうか？	前段：差し支えありません。 後段：Microsoft Excel形式で公表している様式はMicrosoft Excel形式及びPDF形式、その他の様式はPDF形式で保存してください。なお、PDFはテキスト検索ができるようにしてください。
9		提案書		IV	(2)	④		「提出書類と同じ内容を保存したCD-Rを1枚提出すること」とありますが、データ形式はPDFでよろしいでしょうか。	様式集及び作成要領に関する質問への回答No.8をご参照ください。
10		提出書類の作成要領	全体	IV				提案書は、Microsoft Word及びExcel以外のソフト(Adobe illustratorなど)で作成してもよろしいでしょうか？	Microsoft Excel形式で公表している様式を除き、任意のソフトでの作成を認めます。

11		参加表明書	1-1			構成企業	下関市入札参加資格申請において、本社(店)[代表者]以外の営業所等[受任者]で下関市と契約する場合の委任状を提出していれば、様式1-1参加表明書も支店等[受任者]にて対応させていただいてもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
12		参加表明書	1-1				設計企業及び建設企業が参加表明書に押印する印鑑は、下関市入札参加有資格者名簿に登録している印鑑と同じものでなければいけいでしょうか？ (一方は企業の代表者、もう一方は権利を委任されているものの印鑑での提出が可能でしょうか？)	本市の入札参加有資格者名簿に登録している印鑑とします。 なお、入札参加有資格者名簿の登録において、入札や契約、代金・契約金等の請求受領等に関する権限を受任者に委任している場合、受任者名及び受任者の印鑑とします。
13		参加表明書	様式1-1				参加表明書に関し、手続き時間を短縮するため参加企業各社毎に別様で記名捺印し、代表企業が各社分を纏めて袋綴じ(代表企業による契印)したうえで提出してよろしいでしょうか。	差し支えありません。
14		参加表明書	様式1-1				参加表明書(入札書等も含め)に関し、貴市への業者登録は現地支店名義ならびに支店長印で登録しているのですが、記名捺印は登録の支店長印か会社代表者印のどちらで提出すれば宜しいでしょうか。	入札参加有資格者名簿の登録において、入札や契約、代金・契約金等の請求受領等に関する権限を受任者に委任している場合、受任者名及び受任者の印鑑とします。
15			2-5	1		維持管理業務を行う者の参加資格要件	下関市内に本店・支店又は営業所等を設置していることを証する書類とは、賃貸契約書の写しで宜しいでしょうか	下関市の税務証明書(法人市民税の納税の証明)を想定していますが、これによりがたい場合は、賃貸借契約書の写しも可とします。
16			2-5	2		維持管理業務を行う者の参加資格要件	体育館又はその類似施設(スポーツ施設)の2年以上の維持管理業務の実績を証する書類の写しとは業務委託契約書等の写しを想定されていますでしょうか。その他想定されている書類がございましたらご教示頂けますでしょうか。	お見込みのとおりです。その他、特段の想定はありません。
17		委任状(構成企業→代表企業)	様式2-8				委任状(構成企業→代表企業)に関し、手続き時間を短縮するため参加企業各社毎に別様で記名捺印し、代表企業が各社分を纏めて袋綴じ(代表企業による契印)したうえで提出してよろしいでしょうか。	差し支えありません。
18		委任状(代表企業)	様式2-9				参加表明書(入札書等も含め)に関し、貴市への業者登録は現地支店名義ならびに支店長印で登録しているのですが、記名捺印を登録の支店長印とした場合でも再度会社代表者からの委任状を添付する必要がありますでしょうか。	不要です。
19		委任状(代表企業)	様式2-9				委任状(代表企業)に関し、本様式は代表企業の代表者から、実際に参加表明書及び入札参加資格審査書類の提出を行う者への委任状という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
20			2-10			事業実施体制	本様式記載内容は加算項目審査の対象外でしょうか。	お見込みのとおりです。
21		入札価格計算書	様式A-4				表中、「入札金額(1+2)(消費税等相当額を含む)」とありますが、これは入札説明書P27の「契約金額」のことを指し、即ち9,329,999,800円を上限とするものでしょうか。	お見込みのとおりです。

22			A-5			要求水準書及び添付書類に関する誓約書	入札書類審査において基礎審査項目が規定され、提案書において要求水準書を満たす内容であるか審査されると思いますので本様式は不要ではないでしょうか。	原案のとおりとします。
23	資金調達計画書		様式 J-1			備考欄	※8について、千円未満切り捨てとありますが、金利額には実際千円未満の額が生じると思われます。当該様式の表示上、千円未満切り捨てとするだけで、実際の計算上は1円単位まで生じても問題ないでしょうか。	問題ございません。ただし、合計が一致するように端数調整してください。
24	資金収支計画表（自主事業を除く）		J-2		①		資金収支計画表上は自主事業を除く①と自主事業②に分かれていますが、借入金・出資金・法人税等SPC全体に係る費用や支出についても、それぞれの資金収支計画表に按分して記載する必要があるのでしょうか。按分は必要な場合、その考え方を教えてください。	SPC全体に係る費用や支出については、按分せず、①のみに記載してください。
25	資金収支計画表（自主事業を除く）		J-2		①		市からの収入において、施設整備費相当分が必須施設と提案施設に分かれていますが、合築にて整備する場合、設計、工事監理、建設工事費及びその他諸費用等を分けて記載することは困難かと思料します。そのため、合築にて整備する場合、要求水準書第2章第2節1.(2)に記載されている提案施設の事業者負担分を除き、提案施設も必須施設と合わせて施設整備費相当分としてまとめて記載してもよろしいでしょうか。様式K-1も同様です。	差し支えありません。
26	資金収支計画表（自主事業）		J-2		②		自主事業をSPCから自主事業を受託する企業が行う場合、SPCとしては資金調達や費用を支払う必要が無いため、本様式は自主事業を受託する企業における資金収支計画（例えば、保険料の項目は事業契約書別紙3-2指定期間中に付保する保険に記載されている自主事業の受託者が加入する保険等）という理解でしょうか。本様式の考え方を教えてください。	SPCから受託する企業が、様式J-2②に記載する独立採算事業の全てを実施する場合は、お見込みのとおりです。
27	資金収支計画表（自主事業）		J-2		②		資本の部、参考指標及び市の支払う対価等は、様式J-2①と重複しており、自主事業に関係無いと思われる項目が見受けられますが、不要な項目は記載する必要は無いとの理解でしょうか。または削除して頂けませんか。	様式集を修正します。
28	資金収支計画表		様式 J-2			備考欄	「※2（前略）消費税等及び物価変動を除いた金額を記載して下さい」とありますが、「資金収支計画」に限っては、より実態に近づけたSPC収支をお示しするために、消費税を考慮した金額で計算し、記載することは可能でしょうか。資金収支計画中、期末累積資金残高をより正確な金額に近づけるためには、売掛金等、消費税を考慮する方が適切と考える項目がいくつかありますがいかがでしょうか。	「仮払消費税」、「仮受消費税」の項目に限り、消費税を記載してください。
29	資金収支計画表		様式 J-2			備考欄	「※2（前略）消費税等及び物価変動を除いた金額を記載して下さい」とありますが、「資金収支計画」中、仮払消費税や借受消費税の欄があります。こちらの取扱について教えてください。	様式集及び作成要領に関する質問への回答No.28をご参照ください。

30			K-2		②維持管理費(年次計画表)	<p>表外に「A3横書きで各年の想定される支出を記入して下さい。」との記載がございます。維持管理では修繕業務や特殊建築物定期調査(3年に1回)など、年度毎に費用が異なる部分がございますが、本様式では費用を年度毎に平準化せず、実費相当の費用を計上するという考え方で宜しいでしょうか。</p>	<p>様式K-2については、事業期間全体で必要となる費用を15年間で平準化した金額を記載してください。</p>
----	--	--	-----	--	---------------	--	---

下関市新総合体育館整備事業

基本協定書(案)に関する質問への回答

令和2年10月30日

No	本編	別記 様式	頁	条	1	(1)	項目等	質問内容	回答
1	○						頁数	頁数の誤記 2頁と思われる位置から1頁が始まっています。	修正します。
2	○		1	6	1		事業契約等	基本協定締結後、令和3年5月15日までに、仮事業契約を締結するとありますが、4月下旬に基本協定を締結し、5月15日までにSPCを設立して商業・法人登記簿謄本の原本を提出するとなると、非常に日程がタイトなため、5月中旬まで又は目途として頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。
3	○		1	6	3		事業契約等	仮事業契約書(案)及び事業契約約款(案)の内容は原則として変更しないとありますが、落札後の事業契約協議において、審査結果に悪影響を及ぼさない実務上必要な変更等は協議可能という理解でよろしいでしょうか。	協議は可能です。
4		第1号	2			4	議決権 保有割合	「前項記載の議決権保有比率の維持が可能か否かを考慮した上、その保有する議決権を行使する」について、議決権保有比率の維持が可能か否かを“考慮する”ことを誓約する記載なのか、または、議決権保有比率を“維持すること”を誓約する記載なのか、明確な趣旨をご教示いただけますでしょうか。	議決権保有比率を維持することを誓約する記載です。